

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8 月 9 日
【会社名】	株式会社環境フレンドリーホールディングス (旧会社名 株式会社 F H T ホールディングス)
【英訳名】	Environment Friendly Holdings Corp. (旧英訳名 FHT holdings Corp.) (注) 2004年 3 月27日開催の第30期定時株主総会の決議により、 2024年 4 月 1 日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更 いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 車 陸昭
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目24番 9 号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 尚美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目24番 9 号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 尚美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第21回新株予約権証券 29,983,160円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,670,571,160円 (注) 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ き金額の合計額を合算した金額は、すべての新株予約権 が行使されたと仮定して算出した本有価証券届出書提出 時の見込額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が 行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却し た場合には新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した 金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	565,720個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	29,983,160円
発行価格	新株予約権1個につき53円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.53円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年8月26日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社環境フレンドリーホールディングス 東京都港区西新橋三丁目24番9号
割当日	2024年8月26日(月)
払込期日	2024年8月26日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町3-12

(注)1. 第21回新株予約権証券(以下「本新株予約権」又は「本第三者割当増資」といいます。)の発行については、2024年8月9日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で本新株予約権に係る引受契約(以下、「本引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は56,572,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める場合やその他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は円位未満小数2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金29円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストック・オプションとしての新株予約権発行を除く）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項第(1)号及び第(2)号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(5) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当日付けで終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,670,571,160円</p> <p>(注) 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出した本有価証券届出書提出時の見込額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2024年8月27日から2026年8月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社環境フレンドリーホールディングス 経営管理本部 東京都港区西新橋三丁目24番9号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町3-12</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一個未満の行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」といいます。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえで、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場

所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

4. 本新株予約権の上場予定

本新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において、上場の予定はありません。

5. 新株予約権者に対する新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,670,571,160	3,160,000	1,667,411,160

- （注）1．上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 2．発行諸費用の概算額は、登記関連費用210千円、新株予約権価値評価費用1,000千円及び有価証券届出書作成費用1,500千円、信用調査費用450千円の合計であります。なお、発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

### （2）【手取金の使途】

＜前回の資金調達における資金使途＞

当社が、2023年2月17日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された新株式（以下、「前回新株式発行」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

資金使途	充当予定額	充当状況	当初充当予定時期	充当時期
D L M株式会社の借入金返済資金	1,100	1,100	2023年3月	2023年3月
D L M株式会社の事業運転資金 （商品仕入代金）	191	191	2023年3月～ 2024年3月	2023年3月

（注）1．前回新株式発行により調達した資金は、上記の資金使途に全額充当しております。

＜本新株予約権における具体的な資金使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
コネクト株式会社の事業資金 リユース事業に係る事業運転資金（商品仕入代金）	1,000百万円	2024年8月～2026年8月
エリアエナジー株式会社の事業資金 太陽光発電事業に係る事業開発資金	667百万円	2024年8月～2026年8月

（注）1．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

- 2．本新株予約権により調達した資金は、原則として、上記表中に記載の リユース事業に係る事業運転資金（商品仕入代金）、太陽光発電事業に係る事業開発資金の優先順位で順次充当する予定であります。いずれも事業資金であるため、状況によっては リユース事業に係る事業運転資金（商品仕入代金）に全額を充当する前の段階で、先に太陽光発電事業に係る事業開発資金の一部に資金を充当する可能性があります。今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

（資金調達の目的及び理由）

当社グループは、IT関連事業、資源エネルギー事業、環境事業を推進し、地球環境・自然環境・社会環境と調和した、持続可能な生活環境を創造していくことを基本理念としております。

IT関連事業、資源エネルギー事業は、いずれも昨今の技術革新が著しい分野であり、かつ、持続可能な生活環境を実現するための社会的なニーズの高い分野でもあります。20年後、50年後にどのような生活環境を実現すべきであるか、将来を見通すビジョンと、高い目標を実現する意欲を持ち合わせて、先端技術を積極的に取り入れ、引き続き努力してまいります。

当社グループが従来から携わっておりますIT関連事業、環境事業及び資源エネルギー事業の各市場は、今後も成長が見込まれる有望な分野であります。しかしながら、競争が激しい市場であることも事実であり、収益の拡大を目指すためには、価値ある商品・サービスを提供し続けることが重要な戦略であると認識しており



ます。このような現状を踏まえ、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、次に掲げる3つを認識しております。

#### 顧客基盤の拡大

当社事業が推進する「成長戦略」には顧客基盤の拡大が不可欠です。これまでの限定された顧客セグメントの領域を新しい価値を提供できる製品・サービスの導入により、顧客セグメント領域の拡大を図ることが最重要と考えております。新たなビジネス領域への展開による、新たな顧客獲得を図ることが更なるニーズの開発につながり、更なるビジネス領域の拡大に繋がっていく「拡大のスパイラル」の構築に積極的に取り組んでまいります。

#### 成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用

継続的な事業基盤の拡大には、新たな価値を提供できる製品・サービスの導入が不可欠であります。そのために必要な専門的知識と多くの経験を有する人材の確保と協力会社の開拓を進めてまいります。また、製品・サービスの多様化に応じて協力会社の知的・人的資産を活用し、資金運用の効率化、製品・サービスの早期導入を進めてまいります。

#### 財務体質の強化

当社が目指す「成長戦略」を展開していくためには、事業拡大目標に対応した運転資金及び設備投資資金を確保することが不可欠であります。このため2023年3月6日付で新株式を発行し、財務体質の強化に取り組んでまいりました。今後も引き続き、当社グループの継続的な企業価値向上の具現化に取り組んでまいります。

また、当社グループが属する情報サービス産業においては、日銀短観(企業短期経済観測調査、2023年12月調査)における2023年度ソフトウェア投資計画(全規模・全産業合計)が、前年度比12.6%増となる等、政府が推奨するDXの基盤となるITシステムの構築に関連したシステムの導入など企業による投資需要は堅調に拡大し、市場規模の成長が期待されております。

このような経済状況のなかで、当社グループは、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指し、資源エネルギー事業、環境事業、IT関連事業の効率化を図り収益力の改善・強化に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの2023年12月度連結会計年度の経営成績は、売上高16,999,277千円(前年同期比2154.2%増)となり、営業利益205,725千円(前年同期は営業損失109,278千円)、経常利益169,293千円(前年同期は経常損失116,141千円)、親会社株主に帰属する当期純利益153,179千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失171,307千円)となりました。

また、進行期である2024年12月期第1四半期連結累計期間においても、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰、円安の進行、物価上昇等から、依然として先行きが不透明な状況が継続しており、リユース事業においてiPhoneやゲーム機の買取及び販売が前年同期比で96.5%と低調な推移となりましたが、環境事業では、立体駐車場事業において定期保守メンテナンスに加え、リニューアル・修繕工事が増加したことで売上高は増加しております。しかしながら、資源エネルギー事業における太陽光発電事業(電源開発事業)、電力小売事業(エネルギーソリューション事業)、バイオマス&ソルガム事業(資源事業)を推進したコストが負担となったことにより、2024年12月期第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高4,712,696千円(前年同四半期比212.9%増)、営業損失59,397千円(前年同四半期は営業損失52,184千円)、経常損失58,478千円(前年同四半期は経常損失56,107千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失58,866千円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失56,567千円)となり、前年同期と比較すると売上高は改善傾向にありますが、依然として強固な収益体質を構築できている状況ではございません。

当社グループの強固な財務基盤の確立に向けては、資源エネルギー事業において、飼料・燃料として共通または転用使用できるソルガム種の開発、生産、販売事業は天候により生育・収穫に大きく影響を及ぼす可能性があります。また、電力小売事業においては、急激な電力高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。資源エネルギー事業においては、現在保有している太陽光発電所の譲渡計画を進めるとともに、ソルガム事業・電力小売事業において計画の見直しも視野に入れ、売上及び利益の拡大を目指しております。

当社グループのIT関連事業では、Webアプリケーションの開発及び安定運用を実現するためのソフトウェアであるZend製品やWebシステムに欠かすことのできないデータベース製品を中心に、ソリューション及びサポートを提供するソフトウェア事業と2023年9月1日を効力発生日として、連結子会社であるコネクト株式会社を吸収合併存続会社、連結子会社であったDLM株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、リユース事業を展開しております。ソフトウェア事業においては、新規顧客の開拓、ソフトウェアのソリューション及びサポート業務を強化し、売上及び利益の拡大を目指しております。リユース事業において、為替相場の変動による商品の取引価格の変動、また、商品出荷に伴う諸経費(運送費)の高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。環境事業において、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰による原材料・資材不足等により、受託業務の停止や作業工期の延期・遅延が発生する恐れがあります。また、人員不足による事業活動の停止や事業運営に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。環境事業においては、ビルメンテナンス管理業務の見直し、立体駐車場据付工事お

およびメンテナンス事業の受注規模、受注地域の拡大、新たな人員確保等により、売上及び利益の拡大を目指しております。

当社グループとしましては、今後の状況に応じ、採算性の向上に取り組み、早急に業績回復へ向けた事業再編を実行できるよう推し進める必要があります。

今後も、本取り組みを加速すべく、後述のとおりこのたび当社グループの収益源であるリユース事業を展開するコネクト株式会社(以下、「コネクト社」といいます。)のリユース事業に係る事業資金と電源開発事業を展開するエリアエナジー株式会社(以下、「エリアエナジー社」)の事業資金の資金調達し、当社の財務体質の強化を図るため、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。本第三者割当増資による資金使途に積極的に充当することで、当社グループの事業拡大につながることで、企業価値及び株式価値の向上が図れると判断しております。

#### (調達する手取金の使途)

##### コネクト株式会社の事業資金

当社グループの完全子会社であるコネクト社は、リユース事業では、新品および中古品の家電製品の仕入販売業務(リユース事業)、Webアプリケーションの開発及びサポート業務(ソフトウェア事業)を行っておりiPhoneやゲーム機の買取及び販売が好調であることから、商品仕入代金として1,000百万円を充当いたします。

国内のリユース市場は2009年以降拡大を続け2022年には2.9兆円まで市場規模は拡大しており、株式会社リユース経済新聞社の推計によれば2030年には4兆円規模に成長することが見込まれております。日本国内では特に家電量販店大手の取り込みが目立っており、特にリユース・アウトレット商品の需要の高まりや資源の有効活用したいニーズの高まりといったSDGsへの貢献といった社会的な要請に応える形で進められています。

また、海外リユース市場においても、ThredUp社が2023年4月に発表した「リセール レポート」によれば、2027年までに35兆円の市場規模になるとされており、米国のリユース市場は2027年に700億ドルに達すると推計されています。

当社グループとしましても、リユース事業の社会的な意義の変化や環境保護への配慮、リソースの有効活用などを背景に成長している市場であります。当社グループとしては2023年2月よりDLM株式会社(注:2023年9月に当社子会社であるコネクト社を存続会社、DLM株式会社を消滅会社とする吸収合併により、DLM株式会社は消滅しております。)を子会社化したことでリユース事業を開始し、2023年12月期において売上高15,195百万円、セグメント利益151百万円の収益に貢献しております。

現在、コネクト社では主にiPhoneやゲーム機の中古品を仕入れ、香港、UAE、米国などの海外ディーラーに販売しています。しかし、コネクト社が本社を移転したことで所轄する税務署が変わり、その影響で税務調査に伴う消費税還付が遅延したことから、運転資金に不足が生じて売上が停滞しています。この状況は、2024年12月期から2025年12月期第1四半期まで影響を与え、一時的に債務超過になる見込みです。リユース品の需要は依然としてありますが、資金がボトルネックとなり、事業規模の拡大は市場成長率にとどまっていたましたが、本第三者割当増資により、仕入資金を追加投入し、市場の成長率を上回る成長を目指してまいります。

そのため、製品ラインナップと仕入量の拡張を図るために、本第三者割当増資で調達した資金で仕入資金を拡大し、現在の単月売上高12億円/月平均の取引高を順次拡大していく予定です。

##### エリアエナジー株式会社の事業資金

当社グループの資源エネルギー事業では、太陽光発電事業(電源開発事業)、電力小売事業(エネルギーソリューション事業)、バイオマス&ソルガム事業(資源事業)を行っております。

当社グループの完全子会社であるエリアエナジー社は、太陽光で作られる地球・環境にやさしい電気の発電所の企画、開発、建設、運営、管理を担っております。これまでは、国の補助金(FIT:固定価格買取制度)を中心に再生可能エネルギー発電所が普及されてきましたが、固定価格買取制度(改正FIT法)に認定される必要のない太陽光発電所施設の開発を行ってまいります。

国内における太陽光発電市場は、再生可能エネルギーの重要性が増しており、日本政府は2030年までに再生可能エネルギーの主力電源化を目指してさまざまな政策や技術開発を推進しています。経済産業省のエネルギー基本計画によれば、2030年までに太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入を最大限に促進することが掲げられています。この計画では、FIT(固定価格買取制度)およびFIP(固定価格プラスプレミアム)制度の活用が推進され、市場の成長を後押ししています。そのため、太陽光発電市場は、政策支援と技術革新により成長を続けており、2030年以降も再生可能エネルギーの主力電源化が進む見通しであり、持続可能なエネルギー供給に向けた取り組みが加速すると考えております。

従来までの一般的な太陽光発電所で発電された電気は、固定価格買取制度(改正FIT法)に認定される必要がありました。そして発電した電気は、国が指定する買取価格で一定期間電力会社が買い取らなければなりません。電力会社が買い取る金額の一部は国が負担するものの、残った分は「再エネ賦課金」として、電

気使用者であるすべての国民が負担する必要がありました。そのため、100%再生可能エネルギーとして認めることが不可能です。

しかし、固定価格買取制度(改正FIT法)に認定される必要のない非FIT太陽光発電所から発電された電気は、国や国民が買い取る義務がありません。そのため、電気の供給先にも環境価値を付与することとなり、100%再生可能エネルギーの電気と認めることが可能となります。

非FIT太陽光発電所から発電された電気は、誰かが購入しなければならないという義務が発生しません。したがって、環境価値は非FIT太陽光発電所だけでなく、電力の供給先にも付与されることとなります。また、非FIT太陽光発電所の普及が進むことで、環境価値証書の利用も削減可能です。そのため、再生可能エネルギーの導入拡大や脱炭素社会への実現を推進できることから、電力の販売先を環境省RE100(注:RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しております。)に参加している企業を対象に事業を推進してまいります。

エリアエナジー社が担当する当社グループの非FIT太陽光発電所の開発資金としては、主に以下4つのビジネスモデルを予定しております。

CASE\_A(1):非FIT太陽光発電所開発権利付き土地(以下、「権利付き土地」といいます。)を仕入れて売却する(以下、「提携先開発」といいます。)

CASE\_A(2):当社グループが用地を仕入れ、当該用地を権利付き土地にしてから売却する(以下、「自社開発」といいます。)

CASE B :当社グループが用地を仕入れ、権利付き土地にして1Mの太陽光発電所を建設してから売却する(以下、「非FIT太陽光発電所建設・売却」といいます。)

CASE C :開発した非FIT太陽光発電所を当社グループで保有して売電収入を得る(以下、「自社保有」といいます。)

本第三者割当増資で調達した資金は、提携先開発に140百万円、自社開発に180百万円、非FIT太陽光発電所建設・売却に347百万円の合計667百万円を充当する予定です。また、非FIT太陽光発電所建設・売却への追加資金や自社保有に必要となる資金については、手元資金又は別途第三者割当等の調達による充当を検討してまいります。

なお、計画どおりに用地の仕入れや開発が進むかどうかにつきましては、本新株予約権の行使状況に連動するため、本新株予約権の行使が当社の予定とおりに進まない場合には、非FIT太陽光発電所の用地仕入れや開発件数、又は、設備容量が減少いたします。

また、権利付き土地の保有期間については販売期間である3ヶ月、自社開発及び非FIT太陽光発電所建設・売却の保有期間については開発期間を3ヶ月、販売期間を3ヶ月と想定しており、約6ヶ月を目途に売却する予定であり、自社保有については取得から売却までの期間に売電による安定的な収益を確保する予定ですが、売却する時期は決めておりません。

以上のとおり、当社は、当社グループの手元資金は不十分であり、本第三者割当増資において自己資本の拡充を図り、当社グループの事業拡大を進めていくこと、並びに、当社グループの財務状態の改善、及び、収益基盤の強化を図るための費用に充当する予定です。

#### (当該資金調達の方法を選択した理由)

本第三者割当増資に際し、当社グループは、株主の皆様利益に配慮しつつ、かつ上述の目的の達成を目指しております。当該目標の達成には、後述する資金使途への資金調達が必要であり、資金調達においては、第三者割当による新株予約権の発行を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、間接金融(銀行借入)による資金調達に関しましては、多額の借入を行うことは、過去の各連結会計年度においても営業損失及び経常損失を計上していた当社の状況を鑑みると、中長期的に借入コストの増加につながる利益の低下や財務基盤の不安定化をもたらすこととなります。ひいては既存株主様の利益を失うため、実施は困難であると判断いたしました。

そのため、この度の資金調達に際して、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。その結果、公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及びコストが本新株予約権と比べても割高となり、応じてくれる投資家が限定され必要な資金を調達できない可能性が高いと判断し、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達が最も当社グループが必要とする資金を調達するには最適であるとの判断をいたしました。

当社グループといたしましては、本第三者割当増資による新株予約権の発行を実施することにより、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることが既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による資金調達を行うことで、事業資金の調達と合わせて収益基盤を強化することで、当社グループにおける企業価値向上に繋がることから本第三者割当増資を実施することと致しました。

これらの検討を踏まえ、割当予定先と協議した結果、新株予約権での資金調達の方法を選択いたしました。

## <本新株予約権の特徴>

### （本新株予約権のメリット）

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様は株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

#### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は29円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の割当日以降いつでも、15日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

#### 譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

### （本新株予約権のデメリット）

#### 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、56,572,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

#### 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

#### 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

各割当予定先の当社株式に対する保有方針は純投資目的であることから、各割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、各割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。また、本新株予約権の行使にあたっては、各割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されております。

#### 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

以上のように、割当予定先に本新株予約権を割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

割当予定先

a. 割当予定先の概要	名称	ORCHID PLUS PTE. LTD.
	所在地	400 ORCHARD ROAD #05-17ORCHARD TOWERS SINGAPORE 238875
	国内の主たる事業所の責任者の氏名および連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	DIRECTOR ONO MASAHIKO（小野 昌彦）
	資本金	100,000シンガポールドル
	事業の内容	資産の運用
	主たる出資者及びその出資比率	TAZOE SAKURA（田副 さくら） 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	ORCHID PLUS PTE. LTD. は2024年7月31日現在、当社株式を38,204,600株（議決権個数382,046個）を所有しております。また、2024年6月30日時点の当社株主名簿により、株主であるTAZOE SAKURA（田副さくら）氏が当社株式358,300株（議決権個数3,583個）を保有していることを確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先

a. 割当予定先の概要	名称	Jesus Child有限責任事業組合		
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング10階		
	出資額	1,000千円		
	組成目的	有価証券・新株引受権の取得、保管及び管理		
	主たる出資者及びその出資比率	文 智勇	90%	
		金 恩眞	10%	
	業務執行組員 又はこれに類する者	氏名	文 智勇	
		住所	東京都港区	
		職業の内容	会社役員	
	業務執行組員 又はこれに類する者	氏名	金 恩眞	
住所		東京都港区		
職業の内容		会社役員		

b. 提出者と割当 予定先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
c. 提出者と割当 予定先の業務 執行組合員の 関係	文 智勇	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	Jesus Child有限責任事業組合の出資者である文智勇氏は、株式会社グハギの親会社である株式会社我がミッションホールディングスの代表取締役です。当社と株式会社我がミッションホールディングスとの間には記載すべき事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	金 恩眞	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	Jesus Child有限責任事業組合の出資者である金恩眞氏は、当社が簡易株式交換によって完全子会社とする株式会社リクラウドの親会社である株式会社グハギの代表取締役です。当社と株式会社我がグハギとの間には記載すべき事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

#### d. 割当予定先の選定理由

当社グループは、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、当社の事業並びに経営方針に理解を頂ける割当予定先と協議を繰り返し行ってまいりました。

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

割当予定先 ORCHID PLUS PTE. LTD.

ORCHID PLUS PTE. LTD.は、シンガポールに本拠を置く経営コンサルティングサービス事業を展開する会社です。

当社は2024年6月17日にORCHID PLUS PTE. LTD.が提出した大量保有報告書により、当社の主要株主になったことを認識しております。2024年6月中旬頃にリバイブ投資組合の業務執行組合員であるソラ株式会社の中谷正和社長（以下、「中谷社長」といいます。）がORCHID PLUS PTE. LTD.の小野社長と面識があることが判明し、当社としてはリユース業務やエリアエナジーの非FIT太陽光発電業務で新たな資金ニーズが生じていたため、当社代表取締役の車陸昭が中谷社長と相談し、シンガポールのORCHID PLUS PTE. LTD.の小野社長をご紹介いただきました。2024年7月初旬に小野社長と面談し、当社の経営方針や経営戦略についてご説明した後、何度か協議を重ね、当社グループのリユース事業や太陽光発電事業に関してご理解頂きました。さらには、これまでの株式投資活動から、今後は第三者割当の引受先としての活動を広げていきたいという思いから、本第三者割当増資の引受けを承諾して頂きました。このため、ORCHID PLUS PTE. LTD.を当社グループへのご支援や助言を頂ける割当予定先として選定しております。なお、ORCHID PLUS PTE. LTD.は経営コンサルティングを目的に設立されておりますが、これまでの収益は株式投資によるものであり、経営コンサルティングの実績はありません。

割当予定先 Jesus Child有限責任事業組合

本第三者割当増資を企図するにあたり、20億円程度の資金調達を想定して、割当予定先の選定を進めていた結果、当社グループの事業及び経営方針にご賛同頂き、協業ができる相手先として、Jesus Child有限責任事業組合

を選定いたしました。Jesus Child有限責任事業組合は、上場会社の有価証券等の取得、権利行使、保有及び管理を目的に設立されております。Jesus Child有限責任事業組合の出資者である文智勇氏と当社代表取締役である車陸昭は趣味を通じて知り合い交流していたところ、文智勇氏が太陽光発電所のアセットマネジメントビジネスやコンサルティング事業を展開する会社を経営しており、今後、太陽光発電所の開発資金のクラウドファンディング事業を展開するために、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業の許認可を取得しています。文智勇氏が保有する会社のグループ会社である株式会社リクラウド(以下、「リクラウド社」といいます。)ではクラウドファンディングサービスを展開しており、さらには、2024年1月には小型の太陽光発電所4か所を取得して太陽光発電事業にも力を入れていることが分かり、当社も環境フレンドリーな太陽光事業を展開していることから、相乗効果が高いと判断し、2023年8月頃に文智勇氏にリクラウド社の当社グループへの参加を打診し、2023年10月頃に財務調査と法務調査の実施、さらには月に2~3回の頻度でミーティングを重ねた結果、今後の事業展開を説明の上、当社の事業方針や戦略に共感して頂けたことから、リクラウド社を簡易株式交換で当社子会社化するとともに、当社グループではリユース業務やエリアエナジーの固定価格買取制度(改正FIT法)に認定される必要のない非FIT太陽光発電事業で新たな資金ニーズが生じたため、当社資本増強に対してもご協力頂けるよう依頼いたしましたところ、出資への賛同を得て、リクラウド社との簡易株式交換による当社子会社化と併せて本第三者割当増資に関して意思表明を頂いた次第です。

#### e. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権

割当予定先	ORCHID PLUS PTE. LTD.	282,860個(目的となる株式	28,286,000株)
割当予定先	Jesus Child有限責任事業組合	282,860個(目的となる株式	28,286,000株)

#### f. 株券等の保有方針

各割当予定先とは、当社との間で継続保有に関する保有方針について、経営権の獲得や支配株主となることを目的としておらず、純投資であることを口頭で確認しております。また、本新株予約権につき第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない旨、引受契約にて合意する予定です。

#### g. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先 ORCHID PLUS PTE. LTD.

当社は、割当予定先であるORCHID PLUS PTE. LTD.の財政状態について、ORCHID PLUS PTE. LTD.の2024年7月29日付預金口座の写しを取得し、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。なお、ORCHID PLUS PTE. LTD.の資金の一部については、出資者であるTAZOE SAKURA(田副さくら)氏からの借入金が含まれているため、2023年4月30日付の金銭消費貸借契約書(金額:2億円、金利:0%、借入期間:2028年3月末日、担保の有無:無)を入手し確認しております。

割当予定先 Jesus Child有限責任事業組合

当社は、割当予定先であるJesus Child有限責任事業組合の財政状態について、Jesus Child有限責任事業組合の2024年7月18日付預金口座の写し、及び、2024年7月24日付でJesus Child有限責任事業組合の出資者である文智勇氏の預金口座の写しを取得しております。Jesus Child有限責任事業組合の預金口座の写し以外に出資者である文智勇氏の預金口座の写しを入手した経緯につきましては、文智勇氏が本第三者割当増資の払込み資金120,000千円をJesus Child有限責任事業組合に出資する旨を口頭で確認していたため、文智勇氏の出資金を確認するために個人口座を入手して確認いたしました。そのため、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、各割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。本新株予約権の発行における払込日に必要な資金の調達として、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

#### h. 割当予定先の実態

当社は、本第三者割当増資の各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かにつきまして、第三者信用調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地:東京都港区芝大門二丁目11番8号、代表取締役:小坂橋 仁)のへ調査を依頼しました。

その結果、各割当予定先について、各割当予定先の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。さらには、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、各割当予定先の株主及び出資者が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。その結果、当社として各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを防げません。



### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価額の算定根拠

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所：東京都千代田区永田町1-11-28、代表者：代表取締役 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2024年8月8日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート(0.251%)、クレジット・コスト(23.02%)、ボラティリティ(54.54%)、新株予約権の諸条件について、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))の前提を置いて、権利行使期間(2024年8月27日から2026年8月26日まで)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を53円(1株当たり0.53円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を53円(1株当たり0.53円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、株式会社東京証券取引所における取締役会決議日の前日である2024年8月8日の当社普通株式の終値である29円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本第三者割当増資の決定に関する取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は56,572,000株(議決権数565,720個)であり、2024年8月9日現在の当社の発行済株式総数282,860,380株(議決権の総数は2,827,572個)に対して20.00%(議決権の総数に対しては20.01%)となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」記載のとおり、本第三者割当増資による本新株予約権の発行は、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的な収益源を確保し、今後成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
リバイブ投資事業組合	東京都港区東麻布2丁目2番 16号	1,382,221	48.88%	1,382,221	40.73%
ORCHID PLUS PTE. LTD.	400 ORCHARD ROAD #05-17 ORCHARD TOWERS SINGAPORE 238875	-	-	282,860	8.34%
Jesus Child有限責任事業組合	東京都千代田区丸の内二丁目2 番1号	-	-	282,860	8.34%
古月 程子	千葉県千葉市中央区	83,394	2.95%	83,394	2.46%
トウカイトウキョウセキュリ ティーズアジアリミテッド	18/F, 33 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	82,046	2.90%	82,046	2.42%
長崎 裕太	東京都港区	70,000	2.48%	70,000	2.06%
河田 敏秀	東京都文京区	45,000	1.59%	45,000	1.33%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	44,187	1.56%	44,187	1.30%
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319	40,904	1.45%	40,904	1.21%
西川 龍文	栃木県さくら市	32,850	1.16%	32,850	0.97%
計		1,780,602	62.97%	2,346,322	69.15%

(注) 1. 2023年12月31日現在の株主名簿に基づき記載をしております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を2023年12月31日現在の総議決権数2,827,559個に本新株予約権が全て行使された場合に増加する議決権数565,720個を加えた3,393,279個で除して算出した割合であります。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主（新株予約権前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、2023年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

4. 割当予定先であるORCHID PLUS PTE. LTD.は、本有価証券届出書提出日現在において当社株式38,204,600株（議決権個数382,046個）を保有しておりますが、上記表には加味しておりません。なお、議決権個数を加味した場合、割当予定先であるORCHID PLUS PTE. LTD.が保有する当社株式は66,490,600株（議決権個数664,906個、議決権数の割合19.59%）となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

#### ・事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年8月9日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2024年8月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### ・最近の経営成績の概要

第31期中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）における売上高の見込みは以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆さまの判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

会計期間	第30期中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	第31期中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	6,335,378千円	9,463,357千円

#### ・臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年8月9日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年5月16日提出の臨時報告書）

##### 1. 提出理由

当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。当該子会社は、当社の特定子会社に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : EF Eco Solutions株式会社  
住所 : 東京都港区西新橋三丁目24番9号  
代表者の氏名 : 代表取締役 車 陸昭  
代表取締役 NAKAMURA KYLE GIORGIS  
資本金 : 20,000千円  
事業の内容 : 環境配慮型製品の販売

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： -

異動後：20,000千円

総株主等の議決権に対する割合

異動前： -

異動後：100.0%

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、「環境に優しく」という理念のもと、再生可能エネルギーへの移行を加速し、持続可能なエネルギーソリューションの推進を目指しております。将来的にはフードロス削減、都市鉱山からの資源回収、産業廃棄物を活用した発電といった新たな事業分野への展開も計画しております。

この度、再生可能エネルギーやバイオマス燃料の活用、運用コストの削減に焦点を当て、資源エネルギー事業における持続可能なビジネスモデルを構築すべく、効率的な廃棄物処理やクリーンエネルギーの生成などに特化した亜臨界水処理装置、廃プラ油化装置、バイオマスガス化水素発生装置等の研究開発・設計・施工を行う会社と協業し、次世代型資源環境システムの提供に関連する機器の販売や市場調査・開拓などを行う新たな子会社を設立することといたしました。

当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10を超えるため、特定子会社に該当いたします。

異動の年月日

設立 2024年5月31日(予定)

(2024年6月17日提出の臨時報告書)

## 1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの ORCHID PLUS PTE. LTD.

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (2023年12月31日現在)	0個	- %
異動後 (2024年6月10日現在)	382,046個	13.51%

(注) 2023年12月31日現在の発行済株式総数から同日現在の議決権を有しない株式数を控除した総株主の議決権の数(2,827,559個)に対する割合を算出しております。

2023年12月31日現在の発行済株式総数 282,860,380株

2023年12月31日現在の議決権を有しない株式数 104,480株

## (3) 当該異動の年月日

2024年6月10日

## (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 30,000,000円

発行済株式総数 普通株式 282,860,380株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第30期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年4月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第1四半期)	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	2024年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月29日

株式会社FHTホールディングス  
取締役会 御中監査法人アリア  
東京都港区代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FHTホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FHTホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「資源エネルギー事業」及び「IT関連事業」における収益認識の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>売上高は、会社グループの重要な経営指標の一つである。また、連結財務諸表注記（セグメント情報等）に記載のとおり、報告セグメント「資源エネルギー事業」及び「IT関連事業」では、企業買収などにより、電力小売事業、新品及び中古品の家電商品の仕入及び販売事業（リユース事業）が当連結会計年度より本格稼働した結果、セグメント売上高が、前連結会計年度比で、それぞれ大幅増加しており、会社グループの業績改善の源泉となっている。また、収益認識は、一般的に不正リスクが潜在すると推定される項目である。これらの状況から、両事業における収益認識の検討は、監査上は、極めて重要な監査領域であると判断され、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する内部統制を検討した。</li> <li>・両事業の収益認識について、広範囲に、売上計上根拠資料との証憑突合を実施した。</li> <li>・両事業の主要な売掛金について残高確認を実施した。</li> </ul> <p>また、売掛金の入金状況を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース事業の店舗棚卸に立会い期末在庫の実査を行い、収益認識と在庫との関係を検討した。</li> <li>・電力小売事業での期末月の未検針売上の概算計上の妥当性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社FHTホールディングスの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社FHTホールディングスが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、リユース事業の業務委託取引に係る購買・支払プロセスに開示すべき重要な不備が存在しているが、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。



### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社FHTホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FHTホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FHTホールディングスの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、持株会社であるため、事業子会社に対して多額な投融資を有している。財務諸表の注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、関係会社投融資として、関係会社株式245百万円、未収入金792百万円、関係会社短期貸付金1,898百万円及び貸倒引当金654百万円を貸借対照表に計上しており、これらの合計は、総資産の75%を占めている。事業子会社の業績悪化などで減損等が生じる場合、個別決算の業績に与える金額的影響が大きくなる可能性がある。また、関係会社投融資評価の判断は会計上の見積り項目であり、経営者の判断を必要とするものである。このように、金額的重要性や質的重要性を考慮すると、相対的に重要性が高い監査領域と判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。 <ul style="list-style-type: none"><li>関係会社投融資評価の基礎となる財務情報の信頼性を確かめるため、連結財務諸表監査の一環として必要な監査手続を実施した。</li><li>関係会社株式については、減損の兆候やのれんの超過収益力の棄損の有無を検討するため、買収時の事業計画と実績の比較検討やのれん償却額と関連する営業利益実績の比較検討、経営者への質問や取締役会議事録等の閲覧を実施し、関係会社株式の評価の合理性を検討した。</li><li>貸倒引当金が、回収不能見込額により適切に計上されているか検討した。</li></ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月15日

株式会社環境フレンドリーホールディングス  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社環境フレンドリーホールディングス(旧会社名 株式会社FHTホールディングス)の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社環境フレンドリーホールディングス(旧会社名 株式会社FHTホールディングス)及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。